

母子福祉資金償還金等の郵便振替による払込みに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月19日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第1号

母子福祉資金償還金等の郵便振替による払込みに関する規則の一部を改正する規則

母子福祉資金償還金等の郵便振替による払込みに関する規則（昭和47年岩手県規則第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(償還金等の払込み)</p> <p>第2条 償還金等を納入する義務がある者（以下「納入義務者」という。）は、この規則の定めるところにより、郵便振替法（昭和23年法律第60号。以下「法」という。）<u>第58条第1項</u>の規定による公金に関する郵便振替（以下「郵便振替」という。）によって、その償還金等を払い込むことができる。</p> <p>(郵便振替の加入者等)</p> <p>第4条 郵便振替の加入者、その口座番号及び納入通知票等の取りまとめ等を行う郵便局（以下「<u>取りまとめ郵便局</u>」という。）は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="148 965 758 1160"><thead><tr><th>加入者</th><th>口座番号</th><th>取りまとめ局</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行 県庁支店</td><td>[略]</td><td><u>盛岡中央郵便局</u></td></tr></tbody></table> <p>(郵便振替の加入者の取扱い)</p> <p>第5条 郵便振替の加入者は、<u>取りまとめ郵便局</u>から郵便振替公金払込高通知書、領収済通知票及び収納済通知票の送付を受けたときは、その日をもって収入の登記をし、その日のうちに領収済通知票及び収納済通知票を管理主幹である出納員に送付しなければならない。</p>	加入者	口座番号	取りまとめ局	岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行 県庁支店	[略]	<u>盛岡中央郵便局</u>	<p>(償還金等の払込み)</p> <p>第2条 償還金等を納入する義務がある者（以下「納入義務者」という。）は、この規則の定めるところにより、郵便振替法（昭和23年法律第60号）<u>第58条</u>の規定による公金に関する郵便振替（以下「郵便振替」という。）によって、その償還金等を払い込むことができる。</p> <p>(郵便振替の加入者等)</p> <p>第4条 郵便振替の加入者、その口座番号及び納入通知票等の取りまとめ等を行う郵便局<u>又は貯金事務センター</u>（以下「<u>取りまとめ局</u>」という。）は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="834 965 1441 1160"><thead><tr><th>加入者</th><th>口座番号</th><th>取りまとめ局</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行 県庁支店</td><td>[略]</td><td><u>仙台貯金事務センター</u></td></tr></tbody></table> <p>(郵便振替の加入者の取扱い)</p> <p>第5条 郵便振替の加入者は、<u>取りまとめ局</u>から郵便振替公金払込高通知書、領収済通知票及び収納済通知票の送付を受けたときは、その日をもって収入の登記をし、その日のうちに領収済通知票及び収納済通知票を管理主幹である出納員に送付しなければならない。</p>	加入者	口座番号	取りまとめ局	岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行 県庁支店	[略]	<u>仙台貯金事務センター</u>
加入者	口座番号	取りまとめ局											
岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行 県庁支店	[略]	<u>盛岡中央郵便局</u>											
加入者	口座番号	取りまとめ局											
岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行 県庁支店	[略]	<u>仙台貯金事務センター</u>											
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>													

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。